

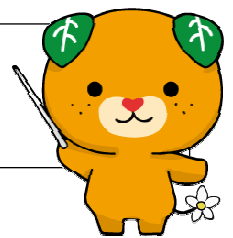
洗濯清掃業務員（会計年度任用職員（パートタイム）・特定業務職員 ）採用試験案内
〔愛媛県立子ども療育センター〕

令和7年6月11日
愛媛県立子ども療育センター

愛媛県立子ども療育センターで勤務する洗濯清掃業務員採用のための試験を次のとおり行います。

- 試験日 随時
- 受付期間 随時
- 試験会場 愛媛県立子ども療育センター（東温市田窪2135番地）
- 採用予定日 令和7年7月1日以降随時

●県での任用実績にかかわらず、何度でも採用試験に応募できます。



1 試験区分、採用予定人員、勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定人員	勤務先	職務内容
特定業務職員 （洗濯清掃業務員） 地方公務員法（令和2年4月1日改正後）第22条の2第1項の会計年度任用職員	1人	愛媛県立子ども療育センター	入所児者の衣服やシーツの洗濯、センター内の清掃等の業務に従事します。

2 受験資格

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

※ 愛媛県臨時職員（22条）として雇用されたことがある方も受験できます。

3 試験の方法等

試験科目	試験の内容
面接試験	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。

※ 一定の基準に満たない場合には、不合格となります。

4 試験の日時、場所

- (1)試験日 随時
- (2)試験実施場所 愛媛県立子ども療育センター（東温市田窪2135番地）
- (3)その他 試験日などは、個別に日程調整のうえ、お知らせします。

5 受験申し込み方法

次のとおり、郵送又は下記（2）申込方法に記載の申し込み先までお持ちいただくかのいずれかの方法で申し込んでください。

なお、受験申し込み前に下記9のお問い合わせ先へ、申込み受付状況をご確認ください。

- (1)受付期間
随時
- (2)申込方法（※提出された書類は、返却しません。）

市販の履歴書に必要事項を記入し、資格等を証明する書類の写しを添えて、下記の提出先へ提出してください。

（ 申込先：愛媛県立子ども療育センター事務局
〒791-0212 東温市田窪 2135 番地
※封筒の表に赤字で「洗濯清掃業務員申込」と書いてください。 ）

6 採用

試験合格者は、令和7年7月1日以降に採用されます。（合格の有効期限は、令和8年2月末まで）

7 採用後の勤務条件

(1)任用期間

1 会計年度（令和7年4月1日（または同日以後の採用された日）～令和8年3月31日）内。

勤務成績が良好であれば、最大2回まで（最長で令和10年3月31日まで）再度任用されます。その後も公募による採用試験を受験可能です。

※ 任用回数、年齢による応募制限はありません。

(2)勤務時間及び休日

勤務時間は、1週34時間53分（週4.5日勤務）で、日曜日から土曜日（休日として指定する日を除く。）の交替制で、8時30分から17時15分までとなります。

休日は、交替制のため、土曜日、日曜日、月曜日から金曜日までの間で指定する日、祝日及び年末年始の日（12月29日から1月3日）が休日となる職員と同日数となります。

※ 1日の勤務時間及び週の勤務日数は、任用期間中（年度内）は固定となります。

(3)服務

特定業務職員には、次のとおり、地方公務員法の服務の規定が適用されます。

パートタイム勤務の場合は、営利企業への従事等が可能ですが、職務に専念する義務、信用失墜行為の禁止等の観点や、法定労働時間（週40時間）の超過に係る確認のため、兼業する場合は所属への届出が必要です。

- ・服務の宣誓（第31条）
- ・秘密を守る義務（第34条）
- ・職務に専念する義務（第35条）
- ・政治的行為の制限（第36条）
- ・争議行為等の禁止（第37条）
- ・営利企業への従事等の制限（第38条）

(4)給与等

① パートタイム勤務の場合、月額168,132円（令和7年4月1日現在）の基本給が支給されます。

② 令和8年度以降、会計年度任用職員としての経歴に応じて昇給があります（号給の上限に達した場合は、当該上限号給の額となります。）。

③ 要件に該当する者に対しては、通勤に係る費用弁償、超過勤務手当に相当する報酬、期末手当（年2.5月）、勤勉手当（年2.02月）等が支給されます。

④ 勤務時間等によって、社会保険（健康保険（地方職員共済短期組合員）、厚生年金保険、雇用保険及び労災保険）が適用されます。

※ これらの勤務条件は、改訂されることがあります。

8 試験結果の開示

この試験の結果については、口頭により開示請求を受け付けます。

開示請求 できる人	開示する内容	開示請求期間	開示場所
受験者本人	試験得点	合格発表の日から1月間	愛媛県立 子ども療育センター

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分まで）に愛媛県立子ども療育センターへ直接お越しください。（電話、はがき等による開示の請求はできません。）

9 お問い合わせ先

申込方法等に関する問い合わせは、愛媛県立子ども療育センターへお問い合わせください。〔電話 089-955-5533〕

受付期間中の9時00分から17時00分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）受け付けます（原則、電話で問い合わせてください。）。